

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

慶應義塾大学校長 殿

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、慶應義塾大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が慶應義塾大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	(西暦) 年 月 入学
	氏 名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等	(通信教育課程) 学部 類		学籍番号	
	学 年				
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)		(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない	
機構の給付型奨学金に関する情報 ※機構からの採用候補者決定通知のコピーを添付すること					
【給付型奨学金】 採用候補者決定通知に記載されている 登録番号					

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、給付型奨学金については、大学の案内に沿って機構に進学届の提出を行ってください。
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、授業料減免の支援区分は給付型奨学金と同じものが適用されます。
- ロ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ハ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- 二 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。